

# 宜野座村景観むらづくり条例

平成23年8月9日  
条例第16号

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 景観むらづくり計画及びこれに基づく措置（第7条～第12条）
- 第3章 景観計画区域内における行為の届出等（第13条～第20条）
- 第4章 景観まちづくり活動及び支援（第21条～第26条）
- 第5章 景観協議会等（第27条～第30条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、本村の良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、本村の自然、歴史、文化等を活かし、心豊かな地域の美しい風景を守り・育て・創造する総合的なむらづくり（以下「景観むらづくり」という。）の推進を図ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び景観法施行令（平成16年政令第398号）の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち前号に掲げる以外のもので規則に定めるものをいう。
- (3) 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (4) 村民 村内に住所を有する者及び村内の土地又は建築物等に関して所有権、賃借権等の権利を有する者及び村内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (5) 事業者 第1号に掲げるものの新築、増築、改築その他これらに類する行為を行う者及び土地の形質の変更を行う者並びにこれらの行為に係る設計を行う者をいう。

#### （基本理念）

第3条 村民、事業者及び村は、本村の自然環境を基調とした美しい景観を村民共通のかけがえのない資産として未来に引き継ぐため、地域に対する愛着心を育み、地域固有の資源は地域の活性化に資することを認識するとともに、景観むらづくりの担い手となる村民一人ひとりが主役となって地域の価値を高め、村民、事業者及び村等との連携による協働のむらづくりを推進しなければならない。

#### （村の責務）

第4条 村は、景観むらづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 村は、前項の施策の策定及び実施にあたっては、村民及び事業者等の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。
- 3 村は、村民、事業者等の景観むらづくりに関する意識を高めるとともに、景観むらづくりに関する情報の提供、その他支援に努めなければならない。

(村民の責務)

第5条 村民は、自らが景観むらづくりの主たる担い手であることを認識し、主体的に地域の景観むらづくりに努めなければならない。

2 村民は、この条例の目的を達成するため、事業者及び村との協働による景観むらづくりに努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの業務が景観むらづくりに影響を与えるものであることを認識し、事業活動の実施にあたっては、積極的に景観むらづくりに努めなければならない。

2 事業者等は、この条例の目的を達成するため、村民及び村との協働による景観むらづくりの施策に協力しなければならない。

## 第2章 景観むらづくり計画及びこれに基づく措置

(計画の策定)

第7条 村長は、法第8条第1項の規定に基づき、景観むらづくりを総合的かつ計画的に推進するため、宜野座村景観むらづくり計画（以下「景観むらづくり計画」という。）を定めることができる。

(計画検討にあたっての村民参画)

第8条 村長は、景観むらづくり計画を検討するにあたっては、幅広い村民の参画を得るよう配慮するものとする。

(計画策定の手続)

第9条 村長は、景観むらづくり計画を定めようとするときは、法第9条に定める手続によるほか、宜野座村総合開発審議会条例（昭和50年条例第20号）に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、景観むらづくり計画の変更について準用する。ただし、軽微な変更については、適用しない。

(村民等による計画の提案)

第10条 法第11条第1項の規定により、法第8条第1項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって、0.5ヘクタール以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「提案者等」という。）は、1人で、又は数人が共同して、村長に対し、景観計画の策定又は変更を提案できるものとする。この場合において、提案する団体等は当該区域の景観計画提案にかかる素案を添えなければならない。

2 法第11条第2項の規定により、景観むらづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人及び一般社団法人若しくは一般財団法人は、村長に対し、景観計画の策定又は変更を提案できるものとする。

3 前2項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、法第11条第3項の規定に定めるところにより行うものとする。

(準景観地区の指定)

第11条 村長は、景観むらづくり計画が定められている区域のうち、特に重要な区域について、その景観の保全を図るため、法第74条の準景観地区を指定することができる。

2 村長は、法第74条の規定により準景観地区の指定をしようとするときは、宜野座村総合開発審議会の意見を聴かなければならない。

(国等に対する協力の要請)

第12条 村長は、国、県等が実施する公共事業又は公共施設の建設について、村と共通の理念と目標をもって景観むらづくりを進めていくよう協力を要請することができる。

### 第3章 景観計画区域内における行為の届出等

(景観むらづくり計画への適合)

第13条 景観計画区域内において、法第16条第1項第1号から第3号に掲げる行為を行うおうとする者は、周辺の環境に十分配慮するとともに、当該行為を景観むらづくり計画に適合させるよう努めなければならない。ただし、村長が公益上必要なもので、用途上又は構造上やむを得ないと認めるものについては、この限りではない。

(届出を要する行為)

第14条 法第16条第1項各号の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより村長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、当該行為にかかる土地の面積が、500平方メートル以上の場合

(2) 屋外における物件の集積又は貯蔵で、その集積又は貯蔵の高さが5メートルを超えるもの、又はその用に供される土地の面積が500平方メートル以上の場合

(届出を要しない行為)

第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次のとおりとする。

(1) 法第16条第1項第1号から第3号の届出を要する行為で、別表第1で定めるもの

(2) 仮設の建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(3) 別表第1に掲げる行為のほか、景観計画区域における良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと村長が認めるもの

(特定届出対象行為)

第16条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は同項第2号の届出を要する行為とする。

(事前協議)

第17条 景観計画区域内において、法第16条第1項第1号から第3号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該行為の計画について、村長と協議しなければならない。

(助言及び指導)

第18条 村長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し必要な措置を講ずるよう助言又は指導することができる。

(勧告、命令の手続き)

第19条 村長は、前条に規定する助言又は指導に従わない届出をした者に対し、法第16条第3項又は法第17条第1項若しくは第5項の規定に基づき、勧告又は命令をすることができる。

- 3 村長は、助言、指導、勧告又は命令を行おうとするときは、景観むらづくりアドバイザー又は総合開発審議会の意見を聴くことができる。

(景観重要建造物等の指定及び解除)

第20条 村長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物、法第28条第1項の規定による景観重要樹木となるものを指定することができる。

- 2 村長は、景観重要建造物及び景観重要樹木を指定しようとするときは、景観むらづくりアドバイザー又は総合開発審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

#### 第4章 景観まちづくり活動及び支援

(景観協定の締結)

第21条 景観計画区域内の一団の土地(公共施設の用に供する土地その他の政令定める土地を除く。)の所有者及び借地権を有する者は、当該区域の景観むらづくりを推進するための景観協定(法第81条に規定する景観協定をいう。)を締結することができる。

(景観協定の認可等)

第22条 前条の規定により景観協定を締結した者は、規則で定める事項を記載した景観協定書を作成し、規則で定めるところにより、これを村長に提出し、認可を求めることができる。

- 2 村長は、前項に規定する景観協定書の提出があったときは、その内容を審査し、当該協定の内容が景観形成に寄与し、かつ、規則で定める要件に該当するものであると認めるときは、法第83条第1項の規定により、これを認可しなければならない。

- 3 村長は、前項の規定により景観協定を認可したときは、法第83条第3項の規定により、公告し、縦覧に供さなければならない。

- 4 景観協定を締結した者は、当該景観協定において定めた事項を変更しようとするとき又は当該景観協定を廃止しようとするときは、その旨を村長に届け出て、認可を受けなければならない。

- 5 村長は、前項の規定による廃止の届出を認可したときは、法第88条第2項の規定により、その旨を公告しなければならない。

- 6 村長は、景観協定の認可、認可の変更、廃止する場合において、必要があると認めるときは、景観むらづくりアドバイザー又は総合開発審議会の意見を聴くことができる。

(景観協定への配慮の要請)

第23条 村長及び第22条第2項の規定により景観協定を締結した土地所有者等は、当該協定の対象となる区域内において、当該協定に定める協定事項に係る基準に適合しない行為を行おうとする土地所有者等に対し、当該協定に定める協定事項に係る基準に配慮するよう要請することができる。

(景観むらづくり活動団体の認定等)

第24条 村長は、一定の区域における固有の良好な景観の形成を推進することを目的として組織された村民等による活動団体で、規則で定める設立目的及び要件を満たすものを、景観むらづくり活動団体として認定することができる。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする活動団体は、規則で定めるところにより、村長に申請しなければならない。

- 3 村長は、第1項の規定により認定した景観むらづくり活動団体が、規則で定めるところ

に該当しなくなつたと認めるとき又は景観むらづくり活動団体として適当でなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

- 4 村長は、第1項の規定により認定したとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公告するものとする。

(景観むらづくり活動団体に対する支援)

第25条 村長は、景観むらづくり活動団体が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(表彰及び支援)

第26条 村長は、良好な景観の形成に寄与すると認められる建築物等その他のものについて、その所有者、事業者等を表彰することができる。

- 2 村長は、前項の規定による表彰をした場合は、その旨を公表し、広く周知を図るよう努めるものとする。

- 3 村長は、積極的に景観形成に努めようとする個人、団体又は地域に対し、規則で定めるところにより必要な技術的支援を行い、又は予算の範囲内において当該活動に要する経費の一部を助成することができる。

## 第5章 景観協議会等

(宜野座村景観むらづくり村民会議の設置)

第27条 村長は、景観むらづくりに関する幅広い意見を聴くため、村民、事業者、その他関係する団体の代表者等による宜野座村景観むらづくり村民会議を置くことができる。

(景観むらづくりアドバイザーの認定)

第28条 村長は、景観むらづくりに関する調整事項について、技術的指導、助言等を行う者として、景観むらづくりアドバイザーを置くことができる。

(景観協議会の設置)

第29条 村長は、良好な景観形成に必要と認めるときは、法第15条第1項の規定により、景観協議会を置くことができる。

(規則への委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

別表第1 (第15条関係)

行 為	規 模	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転 (法第16条第1項第1号関係)	高さ(増築にあっては、増築後の高さ)が8メートル以下のもの又は建築面積(増築にあっては、増築後の建築面積)が500平方メートル以下のもの	
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (法第16条第1項第1号関係)	高さ(増築にあっては、増築後の高さ)が5メートル以下のもの又は建築面積(増築にあっては、増築後の建築面積)が200平方メートル以下のもの及びこれらの行為による当該建築物の外観の変更の範囲が10平方メートル以下であるもの	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(法第16条第1項第2号関係)	擁壁、垣(生け垣を除く)、柵、塀その他これらに類するもの	高さが3メートル以下のもの
	彫像、記念碑、煙突、排気塔、鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔、高架水槽、冷却塔、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、自動車車庫の用に供する立体的な施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設、汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設、墳墓その他これらに類するもの	高さが10メートル以下のもの (当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さ5メートル以下、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ10メートル以下)
	電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線(その支持物を含む。)その他これらに類するもの	高さが20メートル以下 (電線路又は空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該支持物の高さ15メートル、かつ、地盤面から当該支持物の上端までの高さ20メートル)
開発行為 (法第16条第1項第3号関係) 土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採	土地の面積が500平方メートル以下のもの	
屋外における物件の堆積	堆積の高さが5メートル以下のもの又はその用途に供される土地の面積が500平方メートル以下のもの	